

令和5年度

飯塚公証役場 吉田光宏 公証人による



遺言・相続・離婚養育費などの

# 無料相談会のお知らせ

私達夫婦には子どもがないため、行く末が心配なのですが・・・

病気や認知症、足腰が不自由になった時のため、信頼できる者（配偶者、子ども、甥姪など）との間に公正証書を作成しておけば、預金の引出し、町役場への手続きなどの生活、療養看護、財産管理等を安心して任せられるって本当ですか？

離婚の養育費・財産分与などの支払取り決めは、公正証書で作成しておくのがベストですか？

治らない病気なら延命治療はしてほしくない。どうすればいいですか？

「親危篤あわてて走る銀行へ」「三兄弟初七日終われば三国志」  
とならないためにも、遺言を残しましょう！

場 所 いきいきセンター「桂寿苑」

開 催 日 奇数月の第2水曜日 13時30分～16時00分  
5月10日、7月12日、9月13日  
11月8日、1月10日、3月13日

相談内容 遺言、相続、尊厳死、金銭消費貸借、土地・建物などの賃貸借、協議離婚に伴う財産分与・養育費や慰謝料の支払い、会社設立、任意後見に伴う公正証書の作成について

費 用 無 料(公正証書作成などに要する手数料は必要)

\* 予約制です。予約なしでお越しの場合は、対応できない場合があります。



申し込み・問い合わせ先

桂川町社会福祉協議会 TEL:65-2271 FAX:65-4555